



12月6日開催 八地申第2号

「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ **第3回目交渉報告②**

A社員とB副長とのやり取りの経緯について、 会社は回答をしようとせず！

①A社員の調書内容にあるB副長の不適切な言動に関する内容が真実であるかを聞くと

懲戒やプライベートに関わる事なので**交渉に馴染まない(⇒回答しない)**

事実を確認するための内容を聞いても回答せず！

②A社員の調書にあったB副長の不適切な言動を会社は認めるかを聞くと

不適切な課題はあったので副長に**指導**している

「指導をした＝不適切な言動をした」と認めるかを再度聞くと

(副長に)必要な**対応**をした

**会社はB副長が「不適切な言動をした」事を認めず！
更には、先ほど回答した回答内容まで言い換える！**

「指導」と「対応」では会社がB副長に行った行為の意味が違ってくる



この会社の回答や対応に対し地本交渉団は…

- ・労働組合法第7条に鑑みても**「不誠実団交」**であることを指摘！
⇒合意形成を図ろうとしない・回答しない根拠が明確でない・同一回答を繰り返す
- ・次回交渉の冒頭に6項目の順守と、不誠実団交で無い姿勢を示せるかどうかで、団体交渉での解決が出来ない＝様々な手段を検討の点を通告し第3回交渉を継続議論で終了

**不当処分・不当転勤の撤回を求め、
更なるたたかいを推し進めよう！**